

○ 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文  
 ○ 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第三条第一項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第一による報告書を提出して行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壤汚染状況調査（同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が第三十一条第一項の基準（以下「土壤溶出量基</p>	<p>（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第三条第一項本文の報告は、次に掲げる事項を記載した様式第一による報告書を提出して行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類その他の土壤汚染状況調査（同条第二項に規定する土壤汚染状況調査をいう。以下同じ。）の対象となる土地（以下「調査対象地」という。）において土壤の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準</p>

「含有量基準」という。又は同条第二項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四〇六（略）

（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）

第三条（略）

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

一〇三（略）

3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物

に適合していないおそれがある特定有害物質の種類

四〇六（略）

（調査対象地の土壌汚染のおそれの把握）

第三条（略）

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、当該調査対象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としないことができる。

一〇三（略）

3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれ

質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 (略)

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

6 調査実施者は、第一項の規定により把握した情報により、調査対象地を当該調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」という。）が存在するおそれがないと認められる土地

ある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するものとする。

4 (略)

5 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、当該調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。

6 調査実施者は、第一項の規定により把握した情報により、調査対象地を当該調査対象地において土壌の汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類するものとする。

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、第三十一条第一項の基準（以下「土壌溶出量基準」という。）又は同条第二項の基準（以下「土壌含有量基準」という。）に適合しない汚染状態にある土壌（以下「基準不適合土壌」

二・三 (略)

(試料採取等を行う区画の選定)

第四条 (略)

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 (略)

二 前条第六項第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ 前条第二項の規定により試料採取等の対象とさ

という。）が存在するおそれがないと認められる土地

二・三 (略)

(試料採取等を行う区画の選定)

第四条 (略)

2 前項の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地（以下「単位区画」という。）であつて隣接するものの面積の合計が百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位区画を当該調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、二十メートルを超えてはならない。

3 調査実施者は、次に掲げる単位区画について、試料採取等の対象とする。

一 (略)

二 前条第六項第二号に掲げる土地を含む単位区画（前号に掲げる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。）がある場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画

イ 前条第二項の規定により試料採取等の対象とさ

れた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が令第一条第六号から第十一号まで、第十四号、第十六号から第十八号まで又は第二十二号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) 第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2) （略）

ロ 試料採取等対象物質が令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで若しくは第二十三号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第二種特定有害物質」という。）又は第一種特定有害物質及び第二種特定有害物質以外の特定有害物質の種類（以下「第三種

れた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）が令第一条第六号から第十一号まで、第十四号、第十六号から第十八号まで又は第二十二号に掲げる特定有害物質の種類（以下「第一種特定有害物質」という。）である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) 調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割された調査対象地のそれぞれの部分（以下「三十メートル格子」という。）に一部対象区画が含まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2) （略）

ロ 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質以外の特定有害物質の種類である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

特定有害物質」という。)である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

- (1)・(2) (略)

(試料採取等の実施)

第六条 調査実施者は、第四条第三項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画(以下「試料採取等区画」という。)の土壤について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

- 一 (略)

二 第二種特定有害物質 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「土壤溶出量調査」という。)並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「土壤含有量調査」という。)

三 第三種特定有害物質 土壤溶出量調査

- (1)・(2) (略)

(試料採取等の実施)

第六条 調査実施者は、第四条第三項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画(以下「試料採取等区画」という。)の土壤について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

- 一 (略)

二 令第一条第一号、第二号、第四号、第十二号、第十三号、第十九号から第二十一号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の種類(以下「第二種特定有害物質」という。) 土壤の採取及び当該土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「土壤溶出量調査」という。)並びに土壤の採取及び当該土壤に含まれる特定有害物質の種類ごとの量の測定(以下「土壤含有量調査」という。)

三 前二号に掲げる特定有害物質の種類以外の特定有

- 2 (略)
- 3 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
- 一 (略)
- 二 前号ただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。
- 三・四 (略)
- 4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
- 一 (略)
- 二 前号の規定により採取され、又は混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。
- 5 (略)
- (土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定)
- 第八条 (略)

- 害物質の種類（以下「第三種特定有害物質」という。）
- 2 (略)
- 3 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
- 一 (略)
- 二 前号ただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、同号の規定により採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。
- 三・四 (略)
- 4 土壌含有量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
- 一 (略)
- 二 前号の規定により混合された土壌に含まれる試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。
- 5 (略)
- (土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定)
- 第八条 (略)

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 当該地点において、次の土壌（イ及びロにあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。

イ (略)

ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

ハ・ニ (略)

二 (略)

(試料採取等の結果の評価)

第九条 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかつた場合であつて、前条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った試

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 当該地点において、次の土壌（イ及びロにあつては、地表から深さ十メートルまでにある土壌に限る。）の採取を行うこと。

イ (略)

ロ 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあつては、地表から深さ五十センチメートルの土壌）

ハ・ニ (略)

二 (略)

(試料採取等の結果の評価)

第九条 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかつた場合であつて、前条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った試

料採取等区画（同号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 （略）

二 別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準

2 （略）

（土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条 調査実施者は、法第五条第一項に規定する命令（令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定により土壌溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定める

料採取等区画（同号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであった場合における当該試料採取等区画の区域を除く。）の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 （略）

二 別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準（以下「第二溶出量基準」という。）に適合しなかったとき 第二溶出量基準

2 （略）

（土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例）

第十条 調査実施者は、法第五条第一項に規定する命令（令第三条第一号イ又はロに該当する場合においてなされたものに限る。）に基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、当該調査対象地に前条の規定により土壌溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定

ところにより、試料採取等を行うものとする。

一 令第三条第一号イに該当する場合

イ 調査対象地において基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。この号ロ及び次号イにおいて同じ。）が存在することが明らかである部分における任意の地点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むものの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壤の採取を行うこと。

(1) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤

(イ) 汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤（当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表

めるところにより、試料採取等を行うものとする。

一 令第三条第一号イに該当する場合

イ 当該調査対象地において基準不適合土壤（土壤溶出量基準に係るものに限る。この号ロ及び次号イにおいて同じ。）が存在することが明らかである部分における任意の地点において帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ロ 当該調査対象地において基準不適合土壤が存在することが明らかである部分における任意の地点において次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める土壤の採取を行い、採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する調査対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

(1) 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 第八条第二項第一号の土壤

と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、表層の土壤)

(ロ) 汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤(当該汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合にあっては、地表から深さ五十センチメートルの土壤)

(ハ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壤(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壤を除く。)

(ニ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壤

(2) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤

(イ) (略)

(ロ) 深さ一メートルから地下水基準に適合しな

(2) 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次に掲げる土壤(イ)にあっては、地表から深さ十メートルまでにある土壤に限る。)

(イ) (略)

(ロ) 深さ一メートルから十メートルまでの一メ

い地下水を含む帯水層の底面までの一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌を除く。）

(ハ) 地下水基準に適合しない地下水を含む帯水層の底面の土壌

ハ この号ロ（同号ロ(イ)括弧書に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

ニ この号ロ及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

二 令第三条第一号ロに該当する場合

イ 調査対象地において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分における任意の地

一メートルごとの土壌（地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの土壌及び地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(ハ) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

二 令第三条第一号ロに該当する場合

イ 当該調査対象地において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分における任意

点において帯水層のうち地下水基準に適合しないおそれが多いと認められる地下水を含むもの当該地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において前号口及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

## 2

前項第一号二又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

### 一 （略）

二 単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部

の地点において帯水層のうち最も浅い位置にあるものの地下水を採取し、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が定める方法により測定すること。

ロ この号イの測定において当該地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しないものであるときは、当該地点において前号口の土壤の採取を行い、採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定すること。

## 2

前項第一号ロ又は第二号ロの測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、当該調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

### 一 （略）

二 単位区画の中心（第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単位区画に基準不適合土壤が存在するおそれが多いと認められる部

分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。）において前項第一号口及びハの規定により採取され、又は混合されたそれぞれ  
の土壤に水を加えた検液に溶出する試料採取等  
対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域

3  
(略)

(土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがある土地における土壤汚染状況調査に係る特例)

第十条の二 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質（令第一条第四号に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及び第五十八条第四項第九号において同じ。）であり、かつ、調査対象地の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来するおそれがあるとき、第四条第三項、第六条第一項第二号及び第三項から第五項ま

分がある場合にあつては、当該部分における任意の地点。次項において同じ。）において前項第一号口の土壤の採取を行い、採取されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する当該試料採取等対象物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合するものである場合における当該単位区画の区域

3  
(略)

で並びに第七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等（以下「試料採取等を行う区画の選定等」という。）に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一 調査実施者は、調査対象地の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子（調査対象地が一の三十メートル格子内にある場合にあつては、当該三十メートル格子）の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下「九百メートル格子」という。）のうち一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合にあつては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れた二つの単位区画を含む三十メートル格子

の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）について、試料採取等の対象とすること。

二 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかでない場合 次に掲げる土壌

(1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌

ロ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合 この号イの土壌のうち当該地層内にある土壌（この号イの土壌が当該地層内になく、当該地層内の任意の位置の土壌）

三 前号（同号イ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

四 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

2 調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもって、同項の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。

3 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調査対象地（第一項第一号ただし書に規定する場合にあっては、当該九百メ

メートル格子内の調査対象地。以下この項及び第十四条の二第二項において同じ。）の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画（第一項第一号ただし書に規定する場合にあつては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。）の区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三メートル格子内にあるすべての単位区画

二 三十メートル格子の中心を含む単位区画（当該三十メートル格子の中心が調査対象地内でない場合にあつては、当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画）の中心において第一項第二号から第四号までの規定により第二種特定有害物質に係る試料採取等を行った結果、同号の測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものである

場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

4|

第一項第二号又は前項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において第一項第二号の土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壤の採取をもって、同号に規定する土壤の採取に代えることができる。

(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壤汚染状況調査に係る特例)

第十条の三 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定により、調査対象地が公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると認められるときは、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、次に定めると

ころにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わなければならない。

一 調査実施者は、調査対象地の区域を、次のイ又は

ロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める単位区画について、試料採取等の対象とすること

イ 試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画

(2) 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画

ロ 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質である場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める単位区画

(1) 三十メートル格子内にある単位区画の数が六以上である場合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれか五区画

二

(2) 三十メートル格子内にある単位区画の数が五以下である場合 当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画

調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた単位区画の中心において次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を行うこと。

イ 前号イに該当する場合 次に掲げる土壌

(1) 表層の土壌

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(3) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合に限る。）

ロ 前号ロに該当する場合 次に掲げる土壌

(1) 表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

(2) 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土壌（地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。）

(3) 帯水層の底面の土壌（地表から深さ十メートル以内）に帯水層の底面がある場合に限る。）

三| 前号（同号ロ(1)に係る部分に限る。）の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

四| 第一号（同号ロに係る部分に限る。）の規定により三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等の対象とされた単位区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第二号ロの規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）を第二号ロに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

五| 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

2| 前項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が第九条第二項各号のい

れかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートル格子内にあるすべての単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

3 第一項第二号の単位区画の中心の傾斜が著しいことその他の理由により、当該単位区画の中心において同号の土壤の採取を行うことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、当該単位区画における任意の地点において行う同号の土壤の採取をもつて、同号に規定する土壤の採取に代えることができる。

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略）  
第十一条（略）

2 前項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であつて、第三条第一項の規定による調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、特定有害物質。

（調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等の省略）  
第十一条（略）

2 前項の規定により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、試料採取等対象物質（調査実施者が法第三条第一項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であつて、第三条第一項の規定による調査対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握を行わなかったときは、特定有害物質。以下

以下この項において同じ。) について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代えて、第三条第六項第二号及び第三号に掲げる土地を含む単一区画の中心(同条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単一区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合)にあつては、当該部分における任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 (略)

この項において同じ。) について第二溶出量基準に適合せず、かつ、当該試料採取等対象物質に第二種特定有害物質が含まれる場合における当該第二種特定有害物質について土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うときは、第四条第三項、第五条、第六条第一項第一号、第二項及び第五項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(次条において「試料採取等を行う区画の選定等」という。)に代えて、第三条第六項第二号及び第三号に掲げる土地を含む単一区画の中心(同条第一項の規定により調査実施者が把握した情報により、当該単一区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合)にあつては、当該部分における任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取等を行うことができる。

2 (略)

3 第一項の規定により試料採取等を行った場合であつて、前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一・二 (略)

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第十三条 調査実施者は、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかつたときは、調査対象地の区域(すべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質

3 第一項の規定により試料採取等を行った場合であつて、前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等の対象とされた単位区画(前項において準用する第八条第二項第二号の測定において当該測定に係る土壤の第一種特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準に適合するものであつた単位区画を除く。)の区域を、当該第一種特定有害物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一・二 (略)

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

第十三条 調査実施者は、第四条第三項及び第五条から第八条までの規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかつたときは、調査対象地の区域(すべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、試料採取等対象物質につ

について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

第十三条の二 調査実施者は、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象地が当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められるときは、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。

2| 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準（調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）が埋め立てられている場所を除く。）であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て

いて第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

用材料に由来すると認められるものにあつては、土壤溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

（試料採取等の省略）

第十四条 （略）

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 五 （略）

第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項又は第

十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことができる。

一 第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土地の土壤の特定有害物質に

（試料採取等の省略）

第十四条 （略）

2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画及びすべての区域が第三条第六項第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 五 （略）

よる汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。

2| 二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないものであること。

前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象地の区域（次に掲げる単位区画の区域を除く。）を、当該試料採取等対象物質について土壤溶出量基準（第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあつては、第二溶出量基準）及び土壤含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

一 第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するものであつた場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

二 第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態がすべて土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合するもの

であった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区画

(法施行前に行われた調査の結果の利用)

第十五条 調査対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで及び第十条又は第十条の二第一項若しくは第十条の三第一項の規定による試料採取等と同程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

#### 第十六条 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。
  - 一 工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設

(法施行前に行われた調査の結果の利用)

第十五条 調査対象地において、法の施行前に第六条から第八条まで及び第十条の規定による試料採取等と同程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であつて、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

#### 第十六条 (略)

- 2 都道府県知事は、前項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。
  - 一 工場又は事業場(当該有害物質使用特定施設を設

置していたもの又は当該工場若しくは事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。

二・四 (略)

五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(区域の指定に係る基準)

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める

置していたもの、又は当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

二・三 (略)

3・4 (略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六条 法第四条第二項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地であること。

二・四 (略)

五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないおそれがある土地であること。

(区域の指定に係る基準)

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める

基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

(土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)  
第三十四条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従ってする同

基準のうち土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

(土壤汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)  
第三十四条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第六条の二第二項に規定する

法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分

二・三 (略)

2・3 (略)

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第四項第九号から第十一号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

一般廃棄物処理基準に従つてする同法第二条第二項に規定する一般廃棄物の埋立処分

二・三 (略)

2・3 (略)

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第五十条 法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。

ロ 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが五十センチメートル以上(地表から一定の深さまでに帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして第四十三条第一号ロの環境大臣が定める要件に該当するものを除く。ハにおいて同じ。)がない旨の都道府県知事の確認を受けた場合)であつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。

ハ 土地の形質の変更であつて、その深さが三メートル以上(ロの都道府県知事の確認を受けた場合)にあつては、当該一定の深さより一メートル浅い深さ以上)であること。

二 土地の形質の変更であつて、その施行方法が第四

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第五十条 第四十三条の規定は、法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものについて準用する。この場合において、第四十三条第一号イ及び同条第二号中「指示措置等」とあるのは「汚染の除去等の措置」と、同条第三号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

十三條第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

- 2 第四十四条の規定は、前項第一号口の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「前条第一号口」とあるのは「前項第一号口」と、同条第五項中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

- 3 第四十六条の規定は、第一項第二号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第七号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、第二項中「同

- 2 第四十四条の規定は、前項において準用する第四十三条第一号口の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十四条第一項第二号及び第三号、第二項第二号並びに第五項中「要措置区域」とあるのは、「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

- 3 第四十五条（同条第三項第三号を除く。）の規定は、第一項において準用する第四十三条第二号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十五条第一項第二号中「指示措置等」とあるのは「汚染の除去等の措置」と、同条第二項第一号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域」と、同条第三項第一号中「指示措置等」とあるのは「汚染の除去等の措置」と読み替えるものとする。

- 4 第四十六条の規定は、第一項において準用する第四十三条第三号の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第四十六条第一項第二号及び第七号中「要措置区域」とあるのは、「形質変更時

条第三号」とあるのは「第一項第二号」と読み替えるものとする。

4| 第四十三条第一号口の確認に係る要措置区域が法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該形質変更時要届出区域は、第一項第一号口の確認に係る形質変更時要届出区域とみなす。

5| 第一項第一号口の確認に係る形質変更時要届出区域が法第六条第一項の規定により要措置区域として指定された場合においては、当該要措置区域は、第四十三条第一号口の確認に係る要措置区域とみなす。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)  
第五十三条 法第十二条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。  
。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

要届出区域」と読み替えるものとする。

5| 第四十三条第一号口の確認に係る要措置区域が法第十一条第一項の規定により形質変更時要届出区域として指定された場合においては、当該形質変更時要届出区域は、第一項の規定において準用する第四十三条第一号口の確認に係る形質変更時要届出区域とみなす。

6| 第一項において準用する第四十三条第一号口の確認に係る形質変更時要届出区域が法第六条第一項の規定により要措置区域として指定された場合においては、当該要措置区域は、第四十三条第一号口の確認に係る要措置区域とみなす。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)  
第五十三条 法第十二条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌溶出量基準に係るものに限る。)が当該形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにすること。  
。

イ 第五十八条第四項第九号又は第十号に該当する  
区域内における土地の形質の変更である場合

ロ 第五十八条第四項第十一号に該当する区域内に  
おける土地の形質の変更であつて、その施行方法  
が環境大臣が定める基準に適合するものである場  
合

三 (略)

(台帳)

第五十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも  
次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要  
措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区  
域にあつては様式第十四のとおりとする。

一〜四 (略)

五 要措置区域等内の土壤の汚染状態並びに第十一条  
第一項、第十三条第一項、第十三条の二第一項、第  
十四条第一項又は第十四条の二第一項の規定により  
調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試料採取  
等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した場  
合における土壤汚染状況調査（法第十四条第三項の

三 (略)

(台帳)

第五十八条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の帳簿は、要措置区域等につき、少なくとも  
次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要  
措置区域にあつては様式第十三、形質変更時要届出区  
域にあつては様式第十四のとおりとする。

一〜四 (略)

五 要措置区域等内の土壤の汚染状態並びに第十一条  
第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項の規定  
により調査対象地の土壤汚染のおそれの把握等、試  
料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略  
した場合における土壤汚染状況調査（法第十四条第  
三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつ

規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。次項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、当該省略をした旨及びその理由

六〇八 (略)

九 形質変更時要届出区域であつて当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）にあつては、その旨

十 形質変更時要届出区域であつて第十三条の二第二項括弧書に規定する土地（当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。）のものにあつては、その旨

十一 次に掲げる土地の形質変更時要届出区域であつて公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地のものにあつては、そ

ては、同項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。次項第一号において同じ。）の結果により法第六条第一項、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等にあつては、当該省略をした旨及びその理由

六〇八 (略)

の旨

イ 工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下この号において同じ。）内にある土地

ロ イに掲げる土地以外の土地であつて当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第三十条の要件に該当しないと認められるもの

十二 （略）

5 5 7 （略）

（搬出しようとする土壤の調査）

第五十九条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 要措置区域等内の土地の土壤を掘削する前に当該掘削しようとする土壤を調査する方法（次項並びに次条第一項第四号及び第二項第一号において「掘削前調査の方法」という。）

二 （略）

2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 土壤の掘削の対象となる土地の区域（以下「掘削

九 （略）

5 5 7 （略）

（搬出しようとする土壤の調査）

第五十九条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 要措置区域等内の土地の土壤を掘削する前に当該掘削しようとする土壤を調査する方法（以下「掘削前調査の方法」という。）

二 （略）

2 掘削前調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

対象地」という。)について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握すること<sup>9</sup>

二 前号の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有害物質の種類(同号の規定により把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種特定有害物質(令第一条第二十四号に掲げる特定有害物質の種類を除く。以下この条において同じ。)による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれがないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除く。)ごとに次に掲げる区分に分類すること。

イ 掘削対象地が浄化等済土壌(汚染土壌処理業に関する省令(平成二十一年環境省令第十号)第五条第十七号イに規定する浄化等済土壌をいう。)又は法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けた土壌により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれがないと認められる土地

ロ 掘削対象地が基準不適合土壌以外の土壌（イの土壌を除く。）により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

ハ イ及びロに掲げる土地以外の土地

三 掘削対象地を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあつては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した単位区画）に区画する方法により区画すること。

四 前号の規定により区画された掘削対象地（以下「掘削対象単位区画」という。）について、次に定めるところにより、試料採取等の対象とすること。

イ 第二号ハに掲げる土地（掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）を含む掘削対象単位区画

ロ 第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地

一 土壌の掘削の対象となる土地の区域（以下この号において「掘削対象地」という。）を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項（第五条の規定により調査対象地を区画した場合にあっては同条）及び第二項の規定に基づき調査対象地を区画した単位区画（申請に係る調査にあつては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した単位区画）に区分する方法により区分すること。

を含む措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものを含む掘削対象単位区画（イに掲げる掘削対象単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める掘削対象単位区画

(1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前号の規定により掘削対象地を区画する線であつて起点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分（以下この条において「掘削対象三十メートル格子」という。）にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか一区画（当該掘削対象三十メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画がある場合にあつては、当該掘削前調査一部対象単位区画）

(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める掘削対象単位区画

(イ) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前

調査一部対象単位区画の数が六以上である場合  
当該掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいずれか五区画

(ロ) 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画の数が五以下である場合  
当該掘削対象三十メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位区画

五 前号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画の中心（当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合）については、当該部分における任意の地点。において、次の土壌の採取を行うこと。

イクト（略）

チ 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の位置が明らかである場合であつて、当該地層の厚さが一メートル未満である場合にあつては、当該地層内の任意の位置の土壌（掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層がある場合に限る。）

六 前号イ及びロの規定により採取された表層の土壌

二 前号の規定により区分された区画の中心（当該区画において基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合）については、当該部分における任意の地点。において、次の土壌の採取を行うこと。

イクト（略）

及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。

七| 第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定により掘削対象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあっては、当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五号の規定により採取された土壌（前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土壌）を第五号イからチまでに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。

八| 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び第五号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつ

三| 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同号トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除く。）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第六条第三項第

ては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤（地表から深さ五十センチメートルの土壤並びに第五号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

九 第四号（同号口に係る部分に限る。）の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前号の測定において、当該測定に係る土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しなかつたときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画において、第五号、第六号及び前号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壤に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあつては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定することができること。

四号の環境大臣が定める方法により、当該土壤（地表から深さ五十センチメートルの土壤並びに前号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壤及び当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壤を除く。）に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

3

掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号及び第二号に定めるところにより、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、当該掘削対象地を特定有害物質の種類ごとに同号イからハまでに掲げる区分に分類すること。

二 掘削対象地を、前項第三号に定める方法により区画し、掘削対象単区画において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで一メートルごとの土壌を掘削すること。

三 前号の規定により掘削した土壌が混合するおそれのないように、百立方メートル以下ごと（掘削対象地を含む要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第二項の規定に基づき隣接する単区画を一の単区画とした場合（申請に係る調査にあつては、同項に準じて隣接する単区画を一の単区画とした場合）にあつては、百三十立方メートル以下ごと）に区分すること。

四 前号の規定により区分されたそれぞれの土壌（以下「ロット」という。）について、次に掲げるところにより、試料採取等の対象とすること。

3

掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一 掘削した土壌を、百立方メートル以下ごとに区分すること。

イ 前項第二号ハに掲げる土地（掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類された土地を除く。）の土壤を含むロット

ロ 前項第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類により分類されたものの土壤を含むロット（イに掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。）がある場合において、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるロット

(1) 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか一部対象ロット

(2) 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める一部対象ロット

(イ) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さの一部対象ロットの数が六以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつ

た同じ深さの一部対象ロットのうちいずれか  
五の一部対象ロット

(四) 掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ  
深さの一部対象ロットの数が五以下である場  
合 当該掘削対象三十メートル格子内にあつ  
た同じ深さのすべての一部対象ロット

五 前号の規定により試料採取等の対象とされたロッ  
トの中心部分（当該ロットにおいて基準不適合土壌  
が存在するおそれが多いと認められる部分がある場  
合にあつては、当該部分）において掘削直後に、任  
意の五点の土壌を採取すること。

六 前号の規定により採取された五点の土壌を、それ  
ぞれ同じ重量混合すること。

七 第四号（同号ロ(2)に係る部分に限る。）の規定に  
より掘削対象三十メートル格子内にあつた同じ深さ  
のロットのうち二以上の一部対象ロットが試料採取  
等の対象とされた一部対象ロットである場合にあつ  
ては、当該二以上の一部対象ロットに係る前号の規

二 前号の規定により区分された土壌のすべてについ  
て、当該土壌の任意の五地点の土壌を採取すること  
。

三 前号の規定により採取された五地点の土壌のうち  
任意の一地点の土壌に水を加えた検液に溶出する第  
一種特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の環  
境大臣が定める方法により測定すること。

四 第二号の規定により採取された五地点の土壌を、  
それぞれ同じ重量混合すること。

定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合すること。

八 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土壌（第一種特定有害物に係る測定を行う場合にあっては、第五号の規定により採取された五点の土壌のうち任意の一点の土壌）に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

（搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）

#### 第六十条（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

一 掘削前調査の方法 前条第二項第五号から第七号までの規定により採取され、又は混合された土壌のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壌の

五 前号の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

（搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定）

#### 第六十条（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、次の各号に掲げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、法第十六条第一項の認定をするものとする。

一 掘削前調査の方法 前条第二項第二号の規定に基づき採取された土壌のうち連続する二以上の深さにおいて採取された土壌を同項第三号の規定に基づき

を同項第八号又は第九号の規定に基づき測定した結果、その汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同項第四号の掘削対象単位面内の土壤（当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある土壤を除く。）

二 掘削後調査の方法 前条第三項第八号の測定において同号の測定に係る土壤の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壤に係るロット

（汚染土壤の搬出の届出）

第六十一条（略）

測定した結果、その汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある当該測定に係る前条第二項第二号の区画内の土壤（当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分において、土壤汚染状況調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類について土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかとなった土壤を採取した位置を含む場合における当該二以上の土壤を採取した深さの位置の間の部分にある土壤を除く。）

二 掘削後調査の方法 前条第三項第三号及び第六号の測定においてこれらの測定に係る土壤の汚染状態がすべての特定有害物質の種類について土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することが明らかになった場合における、当該土壤に係る同項第一号の百立方メートル以下ごとに区分された土壤

（汚染土壤の搬出の届出）

第六十一条（略）

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付  
しなければならない。

一 (略)

二 土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量  
基準に適合しない土地とみなされた要措置区域等に  
おいて、ボーリングによる土壤の採取及び測定その  
他の方法により搬出しようとする土壤が第二溶出量  
基準に適合することが明らかとなった場合にあつて  
は、土壤の採取を行った地点及び日時、当該土壤の  
分析の結果、当該分析を行った計量法第一百七条の登  
録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に  
関する事項

三 七 (略)

第六十二条 法第十六条第一項第七号の環境省令で定め  
る事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の使用者の

氏名又は名称及び連絡先

五 六 (略)

別表第一 (第七条第一項関係)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付  
しなければならない。

一 (略)

二 六 (略)

第六十二条 法第十六条第一項第七号の環境省令で定め  
る事項は、次のとおりとする。

一 三 (略)

四 汚染土壤の運搬の用に供する自動車等の所有者の

氏名又は名称及び連絡先

五 六 (略)

別表第一 (第六条第一項関係)

<p>特定有害物質の種類</p> <p>有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。以下同じ。）</p>	<p>地下水基準</p> <p>検出されないこと。</p>
<p>別表第二（第九条第一項第二号関係）</p>	
<p>特定有害物質の種類</p> <p>カドミウム及びその化合物</p>	<p>第二溶出量基準</p> <p>検液一リットルにつきカドミウム〇・三ミリグラム以下であること。</p>
<p>六価クロム化合物</p>	<p>検液一リットルにつき六価クロム一・五ミリグラム以下であること。</p>
<p>シマジン</p>	<p>検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること</p>

<p>特定有害物質の種類</p> <p>有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及びEPNに限る。以下同じ。）</p>	<p>地下水基準</p> <p>検出されないこと。</p>
---	-------------------------------

	シアン化合物	チオベンカルブ	四塩化炭素	一・二―ジクロロエタン	一・一―ジクロロエチレン	シス―一・二―ジクロロエチレン
°	検液一リットルにつきシアン一ミリグラム以下であること	検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。	° 検液一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下であること	° 検液一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下であること	° 検液一リットルにつき〇・二ミリグラム以下であること。	° 検液一リットルにつき〇・四ミリグラム以下であること。

一・三―ジクロロプロ ペン	検液一リットルにつき〇・〇 二ミリグラム以下であること °
ジクロロメタン	検液一リットルにつき〇・二 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液一リットルにつき水銀〇 ・〇〇五ミリグラム以下であ り、かつ、検液中にアルキル 水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液一リットルにつきセレン 〇・三ミリグラム以下である こと。
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・一 ミリグラム以下であること。
チウラム	検液一リットルにつき〇・〇 六ミリグラム以下であること

	一・一・一トトリクロ エタン	一・一・二トトリクロ エタン	トリクロロエチレン	鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
°	検液一リットルにつき三ミリ グラム以下であること。	°  検液一リットルにつき○・○ 六ミリグラム以下であること	検液一リットルにつき○・三 ミリグラム以下であること。	°  検液一リットルにつき鉛○・ 三ミリグラム以下であること	検液一リットルにつき砒素○ ・三ミリグラム以下であるこ と。	検液一リットルにつきふっ素 二十四ミリグラム以下である

			ベンゼン	検液一リットルにつき〇・一ミリグラム以下であること。	こと。
		ほう素及びその化合物		検液一リットルにつきほう素三十ミリグラム以下であること。	
	ポリ塩化ビフェニル			検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。	
	有機りん化合物			検液一リットルにつき一ミリグラム以下であること。	

別表第三 (第三十一条第一項関係)

別表第四 (第三十一条第二項関係)

(削除)

別表第二 (第十八条第一項関係)

別表第三 (第十八条第二項関係)

別表第四 (第二十四条第一項第一号関係)

別表第五 (第三十六条、第三十九条関係)

土地	一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地において地下水の水質の測定を行うこと(以下「地下水の水質の測定」という。	次項から六の項までの上欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び下欄に定める汚染の除去等の措置
		次項から六の項	講ずべき汚染の除去等の措置
		講ずべき汚染の除去等の措置	

様式第一 (第一条第二項関係)

別表第五 (第三十六条、第三十九条関係)

土地	一 土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準に適合せず、当該土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地	当該土地において地下水の水質の測定を行うこと(以下「地下水の水質の測定」という。	次項から九の項までの上欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び下欄に定める汚染の除去等の措置
		次項から九の項	講ずべき汚染の除去等の措置
		講ずべき汚染の除去等の措置	

様式第一 (第一条第二項関係)

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事

(市長) 殿

報告者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

(略)	
<u>土壤溶出量基準</u> <u>又は土壤含有量</u> <u>基準に適合して</u>	

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事

(市長) 殿

報告者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第3条第1項本文の規定による調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

(略)	
<u>法第6条第1項</u> <u>第1号の環境省</u> <u>令で定める基準</u>	

いないおそれが ある特定有害物 質の種類	
(略)	

(略)

様式第八 (第四十五条第一項関係)

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の 確認申請書	
年 月 日	申請者 氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつては、 都道府県知事 殿 (市長)

に適合していな いおそれがある 特定有害物質の 種類	
(略)	

(略)

様式第八 (第四十五条第一項及び第五十条第三項関係)

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の 確認申請書	
年 月 日	申請者 氏名又は名称及 び住所並びに法 人にあつては、 都道府県知事 殿 (市長)

その代表者の氏  
名 印

土壌汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による  
指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更に  
係る確認を受けたので、次のとおり申請します。

(略)

様式第九 (第四十六条第一項及び第五十条第三項関係)

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講  
じられている土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事  
(市長) 殿

申請者 氏名又は名称及  
び住所並びに法

その代表者の氏  
名 印

土壌汚染対策法施行規則第45条第1項(第50条第3  
項において準用する場合を含む。)の規定による指示  
措置等と一体として行われる土地の形質の変更に係る  
確認を受けたので、次のとおり申請します。

(略)

様式第九 (第四十六条第一項及び第五十条第四項関係)

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講  
じられている土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事  
(市長) 殿

申請者 氏名又は名称及  
び住所並びに法

人にあつては、  
その代表者の氏  
名 印

土壌汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第3  
項において準用する場合を含む。）の規定による地下  
水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられ  
ている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、  
次のとおり申請します。

（略）

人にあつては、  
その代表者の氏  
名 印

土壌汚染対策法施行規則第46条第1項（第50条第4  
項において準用する場合を含む。）の規定による地下  
水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられ  
ている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、  
次のとおり申請します。

（略）

様式第十四（第五十八条第四項関係）

形質変更時要届出区域台帳

都道府県（又は政令市）名

（略）	
汚染の除去等の 措置が講じられ	

様式第十四（第五十八条第四項関係）

形質変更時要届出区域台帳

都道府県（又は政令市）名

（略）	
汚染の除去等の 措置が講じられ	

<p>た形質変更時要 届出区域にあつ ては、その旨及 び当該汚染の除 去等の措置</p>		<p>た形質変更時要 届出区域にあつ ては、その旨及 び当該汚染の除 去等の措置</p>	
<p>第58条第4項第 9号から第11号 までに該当する 区域にあつては 、その旨</p>			
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
(略)		(略)	

○ 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案 新旧対照条文  
 ○ 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年環境省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。</p> <p>（削除）</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十三号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 法第十六条第一項の環境省令で定める方法は、第五十九条第一項の規定にかかわらず、当分の間、掘削前調査の方法のみとする。</p>